

池田町住宅等リフォーム促進奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある住宅又は空き家（以下「住宅等」という。）を町内の事業者によってリフォームした者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、町民の住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自らが所有する家屋で、自らが現に居住の用に供し、かつ、町内に存するものをいう。

(2) 空き家 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 一定の期間（6ヶ月以上）居住者のいない家屋

イ 町内にある一戸建ての家屋で、過去に所有者自らが居住していた又は所有者の2親等以内の親族（姻族を含む。）が居住していたもの（現に賃貸住宅として利用している建物を除く。）

(3) リフォーム 住宅等に、別表に掲げる工事を行うことをいう。

(事業対象経費等)

第3条 事業の対象となる経費（以下「事業対象経費」という。）は、50万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のリフォームに要する経費とする。

2 前項の場合において、店舗又は事務所が併設された住宅等のリフォームについては、住宅部分のリフォームに要する費用を事業対象経費とし、共用部分についてはそれらの面積で案分し、事業対象経費を算出する。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する事業者により住宅等のリフォームを行う者

(2) リフォームを当該年度内に完了できる者

(3) 住宅等の所有者又は法定相続人である者

(4) 市区町村税及び町使用料等を滞納していない者

(5) 同一の住宅等のリフォームに関しては、過去にこの要綱による奨励金の交付を受けた者又は当該住宅の共有名義人でない者。ただし、第7条第1項に規定する限度額

に満たない場合を除く。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

(7) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

2 前項に定めるもののほか住宅のリフォームに関し、奨励金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有している者とする（交付申請書提出までに町内に住所を有する予定の者を含む。）。

（利用申込）

第5条 住宅等のリフォームをしようとする者は、工事着手前に池田町住宅等リフォーム促進奨励事業利用申込書（別記様式第1号）を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは、池田町住宅等リフォーム促進奨励事業利用決定通知書（別記様式第2号）により必要に応じ条件を付して申込者へ通知するものとする。

3 申込者は、池田町住宅等リフォーム促進奨励事業利用決定通知書の受理後にリフォームを実施するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、住宅等の工事着手後に追加工事等により、第3条第1項に規定する事業対象経費を上回り、この要綱の奨励金を交付する住宅等のリフォームに該当することになった場合は、当該工事が完了するまでに、この要綱の奨励金の交付を受けようとする者は、追加工事等について第1項の利用申込書を提出することができる。

（交付条件）

第6条 奨励金の交付条件は、国、道、町、その他団体からの補助金等の交付を受けない単独事業であるものとする。

（奨励金の交付の額及び交付方法）

第7条 奨励金の交付額は、予算の範囲内において、事業対象経費の10%以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。ただし、平成22年度以降にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けている者は、20万円から過去に受けた奨励金を差し引いた額を上限とする。

2 池田町住宅取得応援奨励事業利用決定通知書の通知日から、30日以内に池田町住宅等リフォーム促進奨励事業利用申込書を提出する中古住宅取得のリフォームの場合は40万円を限度とする。

3 奨励金は、池田町商工会が発行する商品券により交付する。ただし、町外に住所を有

する者が当該奨励金を現金により受け取ることを希望する場合は、同条第1項に掲げる額に100分の80を乗じた額を限度とし交付するものとする。

(交付申請)

第8条 第5条第2項の規定により、奨励金の交付対象者として適当であると認められた者がリフォームを完了した場合は、そのリフォームの完了した日から1か月以内までに池田町住宅等リフォーム促進奨励金交付申請書(別記様式第3号。以下「交付申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 町長は、交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請のあった日の属する年度における予算の範囲内において交付すべき奨励金の額を確定し、申請者に池田町住宅等リフォーム促進奨励金交付決定通知書(別記様式第4号)により通知し、奨励金を交付する。

2 申請者は、前項による奨励金を商品券で受領する際、代理人に委任する場合は、池田町住宅等リフォーム促進奨励金代理受領委任状(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 申請者は、前項による奨励金を受領したときは、池田町住宅等リフォーム促進奨励金受領書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(調査の実施)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。その場合において申請者は、この調査に協力しなければならない。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたことが明らかになったときは、既に交付した奨励金の一部又は全部について返還を命ずるものとする。

(事業期間)

第12条 事業期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、池田町補助金交付規則(平成2年池田町規則第34号。)を準用するものとする。また、その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

工事区分	内 容	備考
増 築	既存の住宅の床面積の合計が増加する工事。ただし、住宅が存する敷地内において、既存の住宅の別棟が新たに建築されたものは除く。	
改 築	住宅の一部を取り壊して改めて住宅部分を建築する工事。（新たに建築した部分の面積が取り壊した部分の面積を超えない工事。）	
改装等	内装の模様替え（壁紙、天井、床（畳、埋込式絨毯を含む）の張替等）、間取りの変更、窓・扉等の取替、開口部等の改善、給排水設備の改善、換気設備の改善、台所設備の改修、便所設備の改修、浴室設備の改修、冷暖房設備の改修、給湯設備の改修、照明設備の改修、防火設備の改善、太陽光温水器の改善、断熱、結露防止、防音、屋根葺替、屋根・外壁等塗替、外壁材等の改善、構造補強、バリアフリー化、省エネルギー改修、灯油タンクの内部洗浄、その他町長が認めるもの	住宅本体の改装及び住宅に固着する設備等の改善。
(参考) 対象外	外構工事、省エネルギー電球・蛍光灯の取替え、カーテン交換、絨毯交換、壁紙・障子・ふすま紙・網戸の小破補修、明らかに住宅に係るリフォームでないもの	外構工事、住宅に固着しない設備等の改善及び補修。

※用語の意味

補修：性能を実用上支障の無い水準まで戻す行為（事業対象外）

修繕：性能を初期のものに回復させる行為

改修：性能を初期の水準以上のものに仕上げ、快適性や利便性の向上を図る行為

改善：修繕又は改修のいずれかのこと